

青少年・治安対策本部 青少年課における

若者の自立支援の取組について

- (1) 東京都子供・若者計画
- (2) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- (3) 東京都ひきこもりサポートネット
- (4) 東京都若者社会参加応援事業
- (5) 子供・若者自立等支援体制整備事業

(1) 東京都子供・若者計画

- 平成26年3月 東京都子供・若者支援協議会を設置
福祉、保健・医療、雇用、教育、矯正・更生保護等の関係機関の連携強化
- 平成27年8月 東京都子供・若者計画を策定
東京都の様々な分野の計画の中から子供・若者の育成支援に関わる施策を集めて一覧化



基本方針Ⅰ： 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

基本方針Ⅱ： 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
ひきこもり、ニート、非行、不登校・中途退学 等

基本方針Ⅲ： 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

(2) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」①

平成21年度～

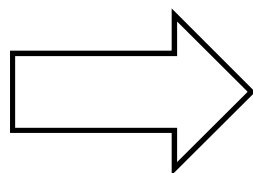
東京都若者総合相談(・90)/
若ナビ

18歳以上の若者を対象とした無料相談窓口です。

平成20年度～

ぴあすぽ

非行少年立ち直りワンストップセンター



統合して
拡充

平成29年度～

東京都若者総合相談センター

若ナビα

若者やその保護者等を対象とした無料相談窓口

<若ナビαの“α”とは…>

αには、物事の始まりを象徴し、相談者の悩み解決の第一歩を担いたいという思いを込めています。

(2) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」②

- ・若者やその家族等を対象とした無料相談窓口
- ・電話・メールによる相談のほか、平成29年7月から来所相談を開始
- ・幅広い分野にまたがる若者の問題について相談を受け、確実な見立てを行い、適切な支援につなぐ



(2) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」③

来所相談

電話またはメールにて内容をお伺いした上で、必要に応じて、センターでの対面相談を行います。

来所相談
の
ポイント！

- ・若者が利用しやすい場所、新宿で実施
- ・専門性のある相談員
(実務経験5年以上の臨床心理士・社会福祉士等)
- ・対面での相談にて確実に見立てを行い、適切な支援につなげます。
- ・非行専門の相談員

(2) 東京都若者総合相談センター「若ナビα」④

外国語相談も行っています！

都内に在住し、日本語以外の言語を主とする若者からも、通訳を介した来所による相談をお受けいたします。

相談言語と相談日

各言語についてそれぞれ月1回行っています。

- ・英語 **English**
- ・中国語 **中文**
- ・韓国・朝鮮語 **한국어**

受付方法

下記のホームページよりお申込下さい。

(24時間受付)

□PC・スマートフォン www.wakanavi-tokyo.net/

☑携帯 www.wakanavi-tokyo.net/m/

東京都若者総合相談センター
若ナビα
若者やその保護者等を対象とした無料相談窓口 東京都

東京都若者総合相談センター
若ナビα
若者やその保護者等を対象とした無料相談窓口 東京都

What is Wakanabi α?

The Tokyo Youth Comprehensive Consultation Center "Wakanabi α" is a free consultation service for youths 18 years and older residing in Tokyo. We provide in-person consultations in various languages through interpreters. We will refer you to appropriate resources based on your request. Consultations are by appointment only. You can make an appointment by email using the form below.

청년내비α란?

도쿄도 청년종합상담센터 "청년내비α"은 주로 18세 이상의 청년이면서 도쿄에 거주하시는 분들이 이용하실 수 있는 무료 상담 창구로 통역을 통한 내소 상담을 실시하고 있습니다. 상담 내용에 따라 적절한 상담 창구를 소개해 드립니다. 상담은 예약제입니다. 이메일로 예약 접수를 받고 있으나 아래의 입력 양식을 통해 신청해 주시기 바랍니다.

(3) 東京都ひきこもりサポートネット①

平成16年度 事業開始



相談対象

ひきこもりのご本人、ご家族等

相談内容

ひきこもりに関する悩み



電話相談

電子メール相談

訪問相談

(平成26年6月開始)

国の「ひきこもり地域支援センター」として位置づけ

(3) 東京都ひきこもりサポートネット②

■ 訪問相談(平成26年6月開始)

- ・対象:義務教育終了後の15歳から概ね34歳まで
- ・区市町村で一次受付し、サポートネットの相談員が、
家庭への訪問相談(概ね5回程度)を実施

⇒必要な支援を見立て、適切な支援機関につなぐ

■ ケース検討会議(平成28年度開始)

- ・訪問相談の事案について、区市町村の関係部署や
地域の支援機関が参加し、支援策を検討

⇒関係機関が情報共有により連携を強化し支援

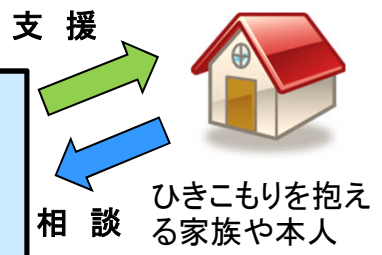
(3) 東京都ひきこもりサポートネット③



ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口（相談窓口の明確化）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（**自立への支援**）
※社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（**包括的な支援体制の確保**）
- ひきこもりに関する普及、啓発（**情報発信**）

【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能）



民間団体
 家族会
 NPO法人
 民間カウンセラー

保健医療関係
 医療機関
 保健所
 保健センター

教育関係
 学校 教育委員会

関係機関との連携

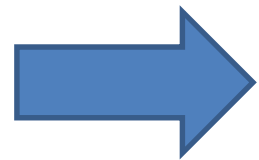
福祉、行政関係

福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
 発達障害者支援センター 子ども・若者総合支援センター

就労関係
 地域若者支援センター
 ハローワーク
 障害者雇用促進関連施設

出典：厚生労働省資料 社会的孤立に対する施策について～ひきこもり施策を中心に～

区市町村と連携し、地域の社会資源等を把握・共有



適切な支援機関へ

(4) 東京都若者社会参加応援事業

ひきこもり等の若者の社会参加を応援するため、東京都の
「ひきこもり等の若者支援プログラム」
に沿って、NPO法人等が実施する支援事業



現在、19の団体が活動中



訪問相談

No1 訪問相談 8団体



フリースペース

No2 フリースペース 14団体



社会体験活動

No3 社会体験活動 10団体



区市町村と若者社会参加応援事業参加NPO法人等との連携を推奨

(お願い) 皆様の地域で若者支援に活躍するNPO法人等がありましたら、
東京都にご紹介ください。

(5) 子供・若者自立等支援体制整備事業①

区市町村における子供・若者に対する支援体制の整備及び、支援活動の推進を図ることを目的とした補助事業

補助対象事業

- (1) **子ども・若者支援地域協議会の設置**
(子ども・若者育成支援推進法第19条に規定)
- (2) **子ども・若者計画の策定**
(子ども・若者育成支援推進法第9条に規定)
- (3) **子ども・若者や家族等から相談を継続的に受け付ける体制の整備**
- (4) **子ども・若者を自立に繋げ支えるための支援事業**
※居場所事業、社会体験活動、普及啓発活動 等



都内区市町村における子ども・若者支援体制整備状況

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センターの策定、設置状況（平成29年12月現在）

子ども・若者計画

自治体	名称
1 立川市	第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン
2 世田谷区	世田谷区子ども計画(子供子育て計画部分は5年で見直し)
3 調布市	調布っ子すこやかプラン
4 西東京市	子育て・子育てワイワイプラン
5 新宿区	新宿区次世代育成支援計画(第三期)
6 国立市	第3次国立市子ども総合計画
7 大田区	青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)
8 豊島区	豊島区子ども・若者計画
9 板橋区	板橋区子ども・若者計画2021

子ども・若者支援地域協議会

自治体	名称
1 立川市	立川市子ども・若者自立支援ネットワーク会議
2 新宿区	新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク
3 港区	港区子ども・若者支援地域協議会
4 世田谷区	世田谷区子ども・若者支援協議会
5 葛飾区	葛飾区子ども・若者支援地域協議会
6 調布市	調布市子ども・若者支援地域ネットワーク
7 国分寺市	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議

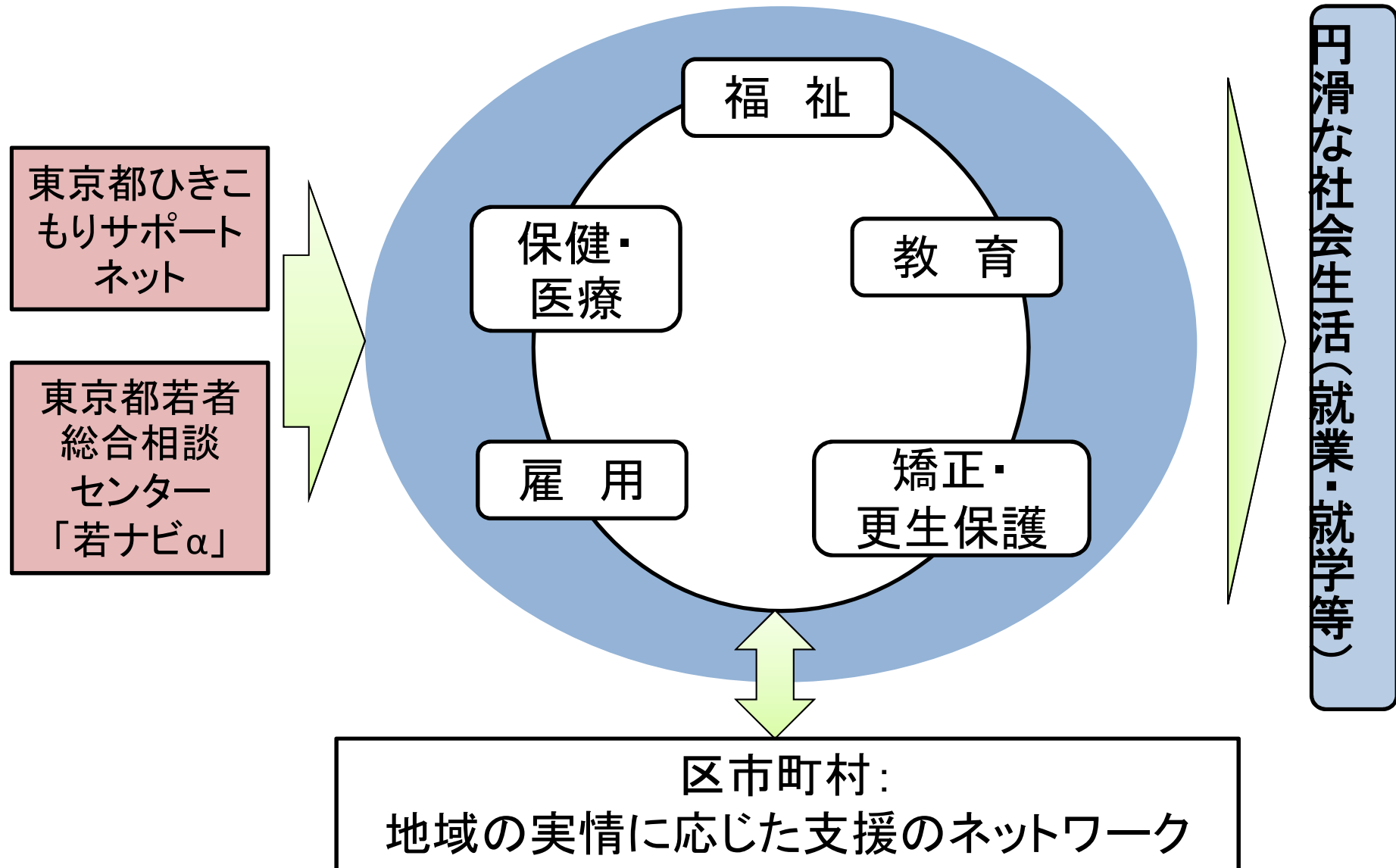
子ども・若者総合相談センター

自治体	名称
1 世田谷区	メルクマールせたがや
2 調布市	調布市子ども・若者総合支援事業『ここあ』
3 府中市	府中市子ども・若者総合相談

その他、相談体制整備を実施している自治体...文京区、台東区、江東区、大島町 など

(5) 子供・若者自立等支援体制整備事業②

東京都における子供・若者自立等支援のネットワーク



青少年・治安対策本部では、

区市町村や様々な関係機関と連携し、

若者の自立支援を推進していきます。

引き続き、ご協力をよろしくお願いい

たします。



東京都若者総合相談センター

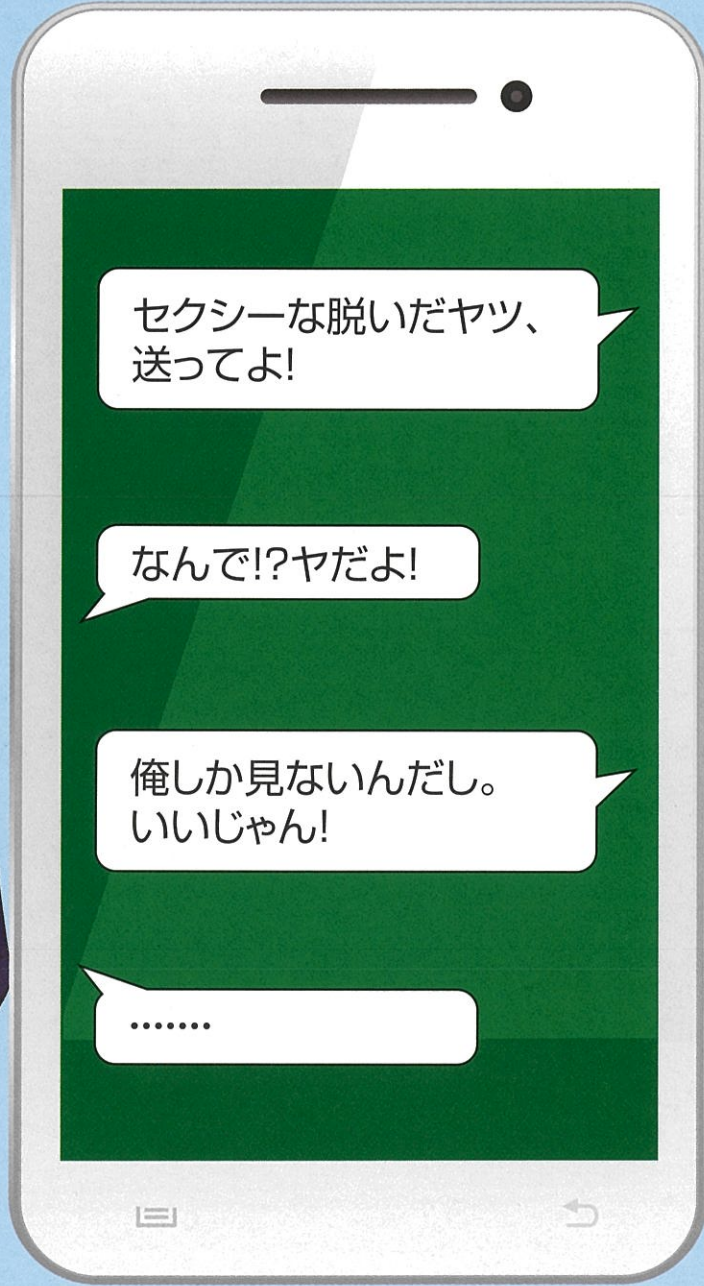


若者やその保護者等を対象とした無料相談窓口



東京都
若者社会参加応援事業

「裸の画像送ってよ!」などと18歳未満の子に 裸の画像を不当に求めることは**犯罪**です!



求められたらすぐに相談窓口へ!

もし送ってしまったら早く相談して!

こどもの

ネット・ケータイのトラブル相談!



☎0570-783-184

月~金 9:00-18:00 / 土9:00-17:00

※平成30年4月1日からフリーダイヤルになります。

インターネットなやみゼロに

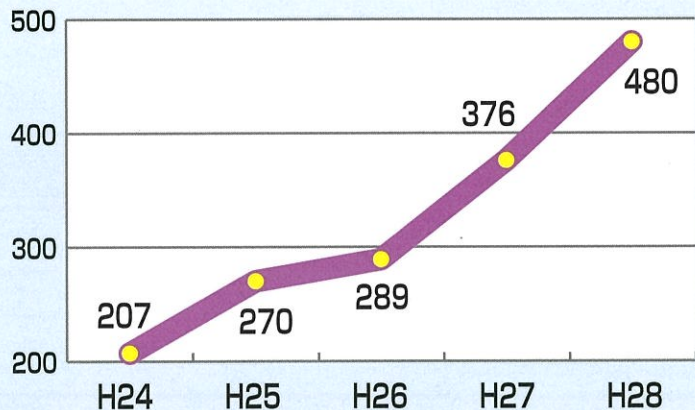
☎0120-1-78302

 東京都



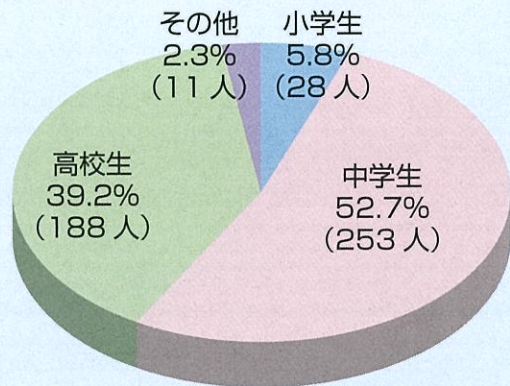
裸の画像等を送らされてしまった子供がこんなにいます!

自画撮り被害に遭った子供の数の推移(H28)



「警察庁統計資料」より

被害に遭った子供の学職別割合(H28)



「警察庁統計資料」より

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、おどされたりして、18歳未満の子供が自分の裸体等を撮影させられた上、メール等で送られる被害のことです。

「SNSで親しくなった人を信じて裸の画像を送ったら、ネット上で公開されてしまった」、「『画像をアップするぞ』とおどされ、呼び出されてひどい目にあった」ということも・・・。

その被害は、中学生や高校生だけでなく小学生にまで。

裸の画像を求めることは悪いこと!

18歳未満の子供に裸の画像などを不当に求めることは犯罪です。

どんなに頼まれても送ってあげる必要はありません。

条例改正

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十八条の七 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。)又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

【東京都青少年の健全な育成に関する条例(平成30年2月1日改正条例施行)】

すぐに『こたエール』に相談を!

「裸の画像送って!」などと言われたら、相談窓口『こたエール』等にすぐに相談してください。

送ってしまった場合でも、流出を防ぐためには、ためらわずに相談を!



☎0570-783-184

月~金 9:00-18:00 / 土9:00-17:00

※平成30年4月1日からフリーダイヤルになります。

イッパネなやみゼロに

☎0120-1-78302

【発行元】 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課 健全育成担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (03-5388-3186)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。